

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

このとおり作成の報告がありました。

総務文教委員会記録

平成 26 年 3 月 4 日（火）

全 員 協 議 会 室
9 時 58 分 ～ 13 時 55 分

(委 員) 佐々木委員長、岡本副委員長

岡野委員、小川委員、森谷委員、野藤委員、上野委員、江角委員

(議 長・委員外議員) 原田議長、澁谷議員

柳楽議員、串崎議員、芦谷議員、布施議員、平石議員、西田議員、牛尾昭議員、西村議員

(執行部・総務文教委員会 所属管理職)

近重副市長

〔総合調整室〕 湯浅室長

〔総 務 部〕 牛尾総務部長、植田総務部次長、前木安全安心推進課長、古森人事課長、
大前管財課長、横田広報情報課長、小田人権同和教育啓発センター所長

〔企画財政部〕 埴企画財政部長、細川企画財政部次長、斗光交流推進室長、宮崎財政課長、
宇津税務課長、加藤徴収課長

〔金城支所〕 吉永支所長、大崎自治振興課長

〔旭 支 所〕 岩谷支所長、田村自治振興課長

〔弥栄支所〕 山根支所長、森下自治振興課長

〔三隅支所〕 石田支所長、大田自治振興課長

〔会 計 課〕 田野会計管理者

〔教育委員会〕 石本教育長、山本教育部長、岡田学校教育課長、渡邊学校教育課副参事、
齋藤生涯学習課長、島田中央図書館長、三浦青少年サポートセンター所長、
岡本文化振興課長

〔選挙管理委員会〕 中田局長

〔監査委員・公平委員会〕 横田局長

〔消防本部〕 加戸消防長、河上消防次長、川神総務課長、田原予防課長、梢江通信指令課長、
藤井浜田消防署長

(事務局) 下間書記

【議 題】

- | | | |
|-----------|------------------------------|---------|
| 1. 同意第 1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | 全会一致 同意 |
| 2. 同意第 2号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | 全会一致 同意 |
| 3. 議案第 1号 | 浜田市行政組織条例の一部を改正する条例について | 全会一致 可決 |
| 4. 議案第 2号 | 浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例について | 全会一致 可決 |
| 5. 議案第 3号 | 浜田市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例について | 全会一致 可決 |
| 6. 議案第 4号 | 浜田市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例について | 全会一致 可決 |
| 7. 議案第 5号 | 浜田市生活路線バス条例の一部を改正する条例について | 全会一致 可決 |

8. 議案第 6号 浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部を改正する条例について **全会一致 可決**
9. 議案第 9号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について **全会一致 可決**
10. 議案第 10号 浜田市佐々田文庫整備基金条例の制定について **全会一致 可決**
11. 議案第 11号 浜田市社会教育委員条例の一部を改正する条例について **全会一致 可決**
12. 議案第 16号 浜田市消防長及び消防署長の資格に関する条例の制定について **全会一致 可決**
13. 請願第 1号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出について **賛成多数 採択**
14. 執行部からの報告事項
- (1) 4市（4市長会）の人口情報について
 - (2) 浜田市生活路線バスの運行委託について
 - (3) 第3回浜田市まちづくりフォーラムについて
 - (4) 連結財務書類4表について
 - (5) 島根県内の市町村における超過税率の採用状況について
 - (6) 平成25年分確定申告受付相談窓口の利用状況（中間報告）について
 - (7) 市税コールセンタープレテスト（第3回）の結果報告について
 - (8) 平成25年度徴収事務研修会開催について
 - (9) 過疎集落等自立再生緊急対策事業の状況について
 - (10) 県有施設（旧今市分校多目的集会室等）の取得について
 - (11) 浜田市立第一中学校の旧体育館付近の火災について
 - (12) その他
 - ・浜田市ホームページの更新について
 - ・石中央文化ホールの改修工事に伴う休館について
15. その他
- (1) 市内の市立公民館視察について（総務文教調査会）
 - (2) 平成26年度行政視察について

(開 議 9 時 58 分)

佐々木委員長

ただ今より総務文教委員会を開催します。出席委員は 8 名全員で、定足数に達していますので、ただちに委員会を開きます。本日は弥栄支所長から欠席の連絡を受けております。

委員会の様子については庁内 LAN 配信されています。発言は、必ずマイクを使用していただき、執行部におかれましては、答弁される際、挙手と同時に自分の職名を発言し、私が指名後に答弁をはじめていただきたいと思います。質問、答弁は簡潔明瞭にお願いします。

それでは、レジュメに添って進めます。本委員会に付託された案件は市長提出議案が 12 件、請願が 1 件です。

本日の流れですが、初日の委員会で決めましたように、先に同意議案の第 1 号及び第 2 号の審査、続いて、議案第 1 号から第 16 号のうちの 10 議案の審査を行います。

その後、執行部報告事項を行い、執行部退席の後に、議題 13 の請願第 1 号の審査を委員のみで行い、その後、採決という流れとしますのでよろしくお願いします。

「議題 1 同意第 1 号及び議題 2 同意第 2 号の 人権擁護委員の推薦について」を一括議題とします。

執行部から補足説明はありますか。

副市長

ありません。

佐々木委員長

それでは委員の皆さんから質疑を受けますが何かありませんか。

(「なし」という声あり)

質疑が特にないようなので、質疑は終了します。

ここで、副市長が退席されます。お疲れさまでした。

《副市長退席》

佐々木委員長

引き続き議案の審査を行います。執行部から条例の新旧対照表が配布されていますので、委員の皆さんは参考にしてください。

「議題 3. 議案第 1 号 浜田市行政組織条例の一部を改正する条例について」を議題とします。補足説明はありますか。

(「なし」という声あり)

岡本副委員長

1 点、確認をお願いします。これは部及び室の設置に係る変更ということですが、1 点目の総合調整室が市長公室に名称変更されるということですが、ご存知のとおり、総合調整室はいろんな事業に対して計画等を持っておられます。そういうところで業務内容がどのように変わるのか、変わらないのかおたずねします。

総務部長

市長公室について、詳細は 3 月 14 日の全員協議会で係等の変更を含めまして、事務分掌の変更も含めて詳細に説明する予定ですが、一応、新たに作りました地域政策部との関連もありまして、いろんなもろもろの調整機能的なものは市長公室に残しつつもですね、中心的な企画的なものは地域政策部に重心を移すということが一つと、係を一部変更を予定しています。現行では総合調整室には総合調整係と秘書と行革係がありますが、これをちょっと組

み合わせを変更する予定でもございまして、この際、そうした両面からわかりやすく名称を市長公室と名称を変更させていただいたものです。

岡本副委員長

概ねわかったところですが、また後ほどの説明ということもありましたが、1点だけ、その部分で行革の部分がどうなるのかなと気になっていまして、その部分だけ説明をお願いします。

総務部長

今のところは違った部のところに移行しようということで、今、計画しています。

江角委員

条例改正なので、こういう形で提案されているのは当然ですが、もっとわかりやすく我々がとらえるとすれば、行政機構図、これがあれば係も含めて、全体の中の新たな部とかの構成がわかりやすいのですが、これはわかりやすいというだけであって、条例改正と特段かかわりがないといわれれば、そうかもしれませんが、少し丁寧に我々もとらえるという意味で、今は結構ですが、最終的な採決をする時に、それまでに資料提出ができるものかどうか、この委員会に、その点をうかがっておきたいですし、また、私個人の意見でそういうことにならないと思いますので、もし、可能であれば、委員長にはかかっていただいて、機構図がもし出していただけるのであれば、だしていただきたいと思います。

総務部長

今回は大変皆さんにわかりにくい状況になっているということを皆さんにおわびと言いますか、最初に申し上げたいと思います。と言いますのは、平素はこの機構改革と言いますのは、前年の夏くらいから、議論をして年末くらいには決まって、後は人員配置を検討する段取りが一般的でした。そういうようにやってきておりましたので、この時点ではもし、条例に係る部とかの変更があった場合でも、機構というのがある程度明確に皆さんにある程度のお知らせできるのですが、今回の事例は、市長が久保田新市長に代わられまして、いわゆる新たな業務を推進するというところで、そうしたことを中心に、組織を26年4月には変えたいということとして、11月以降に取りかかったという状況です。議員の皆さんにお示しされましたそういう施政方針とかロードマップに関連するわけですが、それを実行するための機構ということで並行してずっと作業しておりまして、今、最終的に市長の意向を踏まえましてあらかじめ99パーセントは確定しているわけですし、それに伴う事務分掌の規則等の変更についても締め切りを現時点でとらえまして、今、作業しておりまして、そうしたことで皆さんに最終的な機構図をお示しできないということで、大変申し訳ないのですが、14日の時にはそういう機構図も含めて詳細に説明させていただきますが、もし、総務文教の委員の皆さんに少しでも早めにとということが委員長からまたありましたら、できる範疇で対応していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

佐々木委員長

今、総務部長の答弁から14日には全議員にお示ししたいということですが、その前に江角委員から機構図を示せという資料で示せということでしたが、江角委員、それよりも早く示した方がよいですか。

江角委員

はい。この審議を終えてまだ結論を出すまでに時間がありますので、それまでに出していただければ我々も最終判断がよりしやすいのではないかと思います。

佐々木委員長

今、江角委員から資料請求、今委員会の審査の参考にとということでありま

したが、そういう流で委員の皆さん資料請求することによろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

総務部長

では、請求をさせていただくということで、執行部の方は可能でしょうか。あの、最終的に状況を確認しまして、市長、副市長と協議してなるべくできるように努力します。

佐々木委員長

それでは可能であれば出していただくということで委員の皆さん、了解してもらってよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

野藤委員
総務部長

機構図が出るということですか。分掌が出るということですか。機構図をしめさせていただきたいと思います。その際には可能でしたら、委員長、副委員長にはその部分について、一定の説明をさせていただきたいと思いますが、もし、そういうことによろしければ対応させていただきたいと思いますが、基本的には機構図をとということです。

佐々木委員長

江角委員の意見は機構図で示してほしいということですので、その方向で、可能であればということで示していただくということで、委員の皆さんはご了解をお願いします。

他に質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

続いて、

「議題4. 議案第2号 浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

学校教育課長

今回の条例改正については、今、特別な配慮が必要な障害のあるお子さんの、障害の程度によっては、特別支援学校に原則就学するというようなことがあります。ただ、それが障害をお持ちの方も通常学級なり、特別支援学校の中で一番適した環境の中で一緒に育つと、育てるということが非常に大切だというインクルシブ教育というのが叫ばれています。この関係でその就学先の決定については、保護者と市町村教育委員会、学校とがしっかり話し合って合意形成をなさいということが決められたわけです。あわせてその就学先を決定する委員会の組織について、指導あるいは審議ということでなくて、教育相談支援が就学先の決定時だけでなく、一貫した支援にも助言を行うという趣旨から教育支援委員会、これは国の方から例えばそういった仮称の名称が適当であるという報告がありました。それを受けて、浜田市の就学審議会という名称を浜田市教育支援委員会というように変えるということです。資料の方で、条例の議案の新旧対照表の9ページの一番上のところに該当箇所があります。旧条例では浜田市就学審議会となっているところを浜田市教育支援委員会に直すということにあわせまして、ここには心身障害児のということで、対象を記載していますが、これも教育上特別な配慮を要する幼児、児童、及び生徒の教育相談、支援、及び就学に関する必要な事項に改めるというものです。また、あわせまして、この就学審議会という名称がこの条例以外にも特別職の報酬の関係を定める別表の中にも記載がありますので、これが、浜田市の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例ですが、この別表の中にある浜田市就学審議会という名称も改めるものです。以上です。

佐々木委員長
江角委員

それでは委員から質疑を受けますが何かありませんか。

さきほど説明があつて少しわかつたのですが、単なる名称変更というより、少し調べてみますと、文部科学省の方で先ほどの話があつたようなことを含めて、大変多くの内容が含まれていて、そういった意味でこの名称も変えていくんだということで私は理解したのですが、そうであれば、そういうことであれば単なる名称変更だというようなことを目的理由というのでなくて、もう少しいねいな説明なり、資料提供があつて然るべきでないかと思つたところです。あまりにも文科省の資料が詳しく出ているもので、それだけ中身が変わることによる名称変更だと私は受け止めましたので、何か法律の名称を変更した方がよいから変えますよということではないのかなと私は感じました。したがつて、資料提供は求めませんが、今後こうした場合はもう少し丁寧な説明が必要かと思ひました。質問ではありませんが、お考えなり答弁がありましたらお願いします。

学校教育課長

大変失礼しました。あの条例の関係で言いますと、この名称の部分が該当する、ここしか該当しないということですので、その変えられた背景についてもう少し、詳しい資料を提供すればよかつたかと思ひています。

佐々木委員長

他に質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

それでは質疑を終了します。続いて、

「議題5. 議案第3号 浜田市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

広報情報課長

ありません。

佐々木委員長

それでは委員から質疑を受けますが何かありませんか。

岡本副委員長

この議案については、議案質疑でも同僚議員から質問がありましたが、確認の意味も含めましてですね、この不感地域に対する今後のあり方を含めて具体的な説明を求めたいと思ひますが、最終的に49世帯、92名がその対象であるという説明を私は受けていますが、それも含めて少し説明をお願いします。

広報情報課長

不感地域ですが、先ほど委員が言われました8地域の方が不感の状況にあります。その地域の特性と言いますか、状況ですが、世帯が数世帯、10世帯にも満たないような世帯が多いこと。また谷あいにあるという状況です。従前から携帯電話事業者の方には解消してほしいというように要望したり、交渉したりしています。ただ、携帯電話事業者の方では事業効率が悪いということで、なかなか事業に参画していただけないという状況です。携帯電話事業者にとりましては、事業効率が悪いという大きな要因として二点あります。鉄塔を作つた後の維持補修、修繕等は携帯電話事業者がすることというようになっていること。もう一つは設備を建設する際に負担金が必要になるという二点あります。

このたびの改正の要因ですが、負担金については減額または免除してでも不感地域を解消したいというような方向で今後考えていきたいということで条例改正の提案を行つております。以上です。

江角委員

ちょっと基本的なことで聞きたいのですが、条文の一条を見ますと、そこに目的が書いてありますが、例えば集落、生活基盤というような、情報の格

差を是正するという意味合いだけでなく、例えばこれから三隅道路ができたり、あるいはもうすでに江津道路ができていますが、例えばの話ですが、そういう中において、非常に携帯の不感地域があったりするという場合、こういう場合にはこの整備については、この条例からは当然除外されている内容だと判断してよろしいのですか。

広報情報課長

携帯電話の整備の今までされてきた状況ですが、高速道路とか主要道路ですね、それについては国交省なり、国の方がそういうふうなところに取り組んでほしいという要望をされて、高速道路とか主要道路については不感地域がなくなっていくような状況だと思います。そこを整備する段階でその周りの地域のエリアが不感地域がなくなっていくというような感じです。で、現在残っていますのが、道路についても大きな道路でないとか、または、谷あい、一定の地域だけというような状況になっていますので、三隅道路が例えばできた場合ですね、国の方でもその道路の沿線については、不感地域が仮にあるのであれば、整備を道路側からでも要望されていくんだというように考えています。

佐々木委員長

他に質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

質疑はありませんので、質疑は終了します。続いて、

「議題 4. 議案第 4 号 浜田市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

岡本副委員長

安全安心の観点からですね、過去いろんなことで無線子機とか、無線外支局というのですか建てられたと思いますが、何年か前にはその形が終わっていたのが、このたびこういう形で出たということは当然それが必要とされるからできたわけでしょうが、そのほかにもこれと同じような形の案件というか検討される余地があるのかうかがいます。

安全安心推進課長

今回は旭自治区で 1 箇所ということですが、屋外のスピーカーについては何件か設置の要望は聞いております。ただ、屋外の良い面、最近では家の機密性が高くなって、屋外につけても聞こえないという声も聞いていますので、いろんな手段は、防災防犯メールや昨年にもいろいろ意見をいただいておりますが、個別受信機など、いろいろな手段を使って伝えていくことも大切だと思っておりますので、その辺、総合的に研究をさせてもらっているところです。今の時点で例えば来年度にどこかに新設ということの予定はありません。

岡本副委員長

わかりました。屋外の設置については要望が出ているということですが、この要望が出ていることに対して今設置する予定はないというその部分はどういう判断ですか。今、個別受信機という説明もありましたが、そういうことも踏まえて、検討した後にこの要望にこたえるかこたえないかを判断することですか。

安全安心推進課長

はい。屋外、それから個別受信機、いろんな手段を使って伝えていきたいということですので、総合的に判断して、今の時点で今すぐに新たに設置することとは、今のところ考えていないということです。

江角委員

この内容で問題にすべきところはないと思いますが、先ほど前木課長からもありましたように、岡本委員からも質問がありました。全体的なこの条例にもとづく計画というような考えはもたれようとしていないのか。先ほどの

ように、追々なおしていったり、あるいは設置の要望が出たり、どんな形でカバーしたりとかいうような、そういう形でこの設置というものについてはお考えなのかどうか。全体計画はどのようなものですかお聞きしたいとおもいます。

安全安心推進課長 大変申し訳ありません。今の時点で全体、市民の皆さんにこういった緊急時の情報伝達をどうしていくかというような全体的な計画は今の時点ではありません。今後検討して作成していく予定にしています。ただひとつ、私たちが難しいと思っているのは、ご存知のとおり電波法の改正というのがありまして、大規模な設備の改修とか、新たな無線の新設などについては、今までのアナログ波でなくて、デジタル化しなさいというように国が進めていますので、アナログ電波がいつまで使えるか、いつからデジタルに変えないといけないのか、こういったところがまだ見えていませんので、そのあたりの動向も見ながらしっかりとした計画を作っていきたいなと考えております。

佐々木委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

それではないようですので、質疑を終了します。続いて、
「議題 5. 議案第 5 号 浜田市生活路線バス条例の一部を改正する条例について」を議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

企画財政部次長 ありません。

佐々木委員長 委員から質疑はありませんか。

岡本副委員長 1点確認します。概要の中で発着点が七条とありますが、現在はどのような状態なのか、また七条にされた理由についてうかがいます。

金城支所 現在は金城支所までというルートで運行しています。この金城路線の路線バス運行、平成23年から運行していますが、石見交通バスさんが路線廃止された関係で、その代替として市営バスを運行させてきたところですが、石見交通バスさんの波佐路線のバス停が市役所の金城支所の前にありまして、そちらを発着点としてやっていたものです。現在の状況は、それを七条、金城支所からさらにこちらに浜田市街地側に2キロ程度きたところですが、金城沖田医院がそこにちょうどバス停のところがありまして、この最初に路線バスを走らせたときに代替バスとして走るのに、それまで利用されていた方が支所で乗り換えをしないといけないことになるので、その当時からなんとかここまでのばすことはできないかということがありましたが、石見交通バス等との協議もありましたので、今までは実現していませんでしたが、このたび地域公共交通会議等でも整いまして延長させてもらうという経過を得たものです。

佐々木委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

それではないようですので、質疑を終了します。続いて

「議題 6. 議案第 6 号 浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

人事課長 ありません。

佐々木委員長 委員から質疑はありませんか。

江角委員 率直に思うのは、酷だなと私は印象をもちます。行政の部長さん、課長さん、ちょうどこの55歳、最前線でがんばっておられる方たちが、今後昇給な

どがなくなっていく、まあ、人事院勧告とは言えですね、本当に本会議場でも言われましたように、モチベーションが本当に、まあ、これを乗り越えて当然いかれるべきではありますが、精神論だけでは難しいわけですし、本当に酷な内容だなと私は思いました。また、本会議上でも今のその内需を拡大してですね、景気を少しでもよくしていこうという流れの中でもこの時期でよいのかと私は感じたわけですが、少しそういったことを踏まえて、現行 55 歳の方が、5 年間退職までこの制度が導入されるとすれば、どのくらいの給与の開きが総額として出てくるのか、これは退職金にも影響するとすれば、どのくらいの額になるのか、わかればお示ししたいと思えます。

人事課長

トータルの試算はしていませんが、月額給料で平均して 1240 円が昇給しないというところなんです。これにける 12 なり、5 年分ということで、計算までしていないもので申し訳ありません。

江角委員

また、わかれば教えていただきたいと思えます。それで本会議場で聞き漏らしたかもしれませんが、実際には、この概要で勤務成績がきわめて良好、または特に良好である場合に限り昇給することとするということに対しては、浜田の場合にはこれに該当することはないだろうということだったと思えます。で、しかし、ここに概要として書いてあるわけですので、もしこの勤務成績がきわめて良好、あるいは特に良好というようなことを判断されるのは、判断されないわけですから、よいかもしれませんが、それはだれなのかということと、もう少し浜田市独自のこの 55 歳以上の方に対するこの条例が制定された以降もですね、なんらの形でモチベーションが保たれるようなそういう取り組み、考え方については、今のところないのかどうかこの点をうかがいます。

総務部長

人事考課はしていますので、そういう評価はさせていただいております。答弁もしましたように、給与への反映というのをそのまま導入していないということですし、これは経緯がありまして、昔、よく議員さんなどご存知かと思えますが、特別昇給という制度が昔、ありました。これはだいたい国家公務員でも地方公務員でもある程度の割合、年間 15 パーセントの職員の範疇で特別昇給制度がありましたが、これが給与の改正で、そうしたものが一切なくなって、今の給料の号給が変更する時に今後は成績、人事考課を導入してその成績によって、一定の割合、実質的には昔の特別昇給の範疇とほぼ一致した概念ですが、そういうものをやった場合に、かさ上げと言いますか、昇給号給をあげておこうという制度になりました。浜田市はそういう給与制度を改正する段階で、職員の皆さんともいろいろ協議しましたが、基本的には人事考課制度はまだご理解いただけない部分がありまして、そもそもそれについて、あまり良しとされないこともありまして、そういうことで結果的に、議場でも言いましたように、この人事考課に反映させるということができませんので、特に若い人に対してそうしたもので、昔でいう特別昇給相当ができないということがありまして、これについては何らかの方法で対応していきたいというように思っております。特に高齢の部分については、先ほど人事課長が昇給の幅も相当低いといましたが、昔から高齢者は幅が低いのと、それとそもそも号給がなくなったら、昇給できない制度になっていますからあまり影響ありませんが、ただ、高齢者を給与でいろいろやっている

範疇では、管理職については55歳以上の分については1.5パーセントの減額というのが現在でもあります。そういうことで、言いましたが高齢者層の給与については、全体的には下げつつ、年数を延長していこうというところが見え隠れしているのではないかと考えておりますので、これはモチベーションの問題もありますが、給与制度についてはやむを得ないというように判断しております。

人事課長

先ほどの判断者はだれかということですが、部長職については副市長。次長職については、部長と副市長。課長職については、次長と部長という形で上位の二者が判断をするということでこれまで人事考課しています。以上です。

江角委員

もう少し聞いてみたいのですが、人勧の内容が民間と比較して、この55歳以上の公務員の給与が比較的高いんだということが一つの理由だと思うんですが、我々はその辺の比較が少しわかりにくいのですが、その辺、民間との比較がわかればお示しいただきたいと思います。

ついでに探していただく間に準備していただく間に、結局のところ55歳以上の方の少額であれ、その昇給カットして一番大変なところにまわすというような話でもないわけで、結局のところ55歳以上の方のまあ、はっきり言って、削減のみの勧告なんだろうと受けとめているんですが、その意味でももう少し全体のことを考える勧告であってほしかったなと私は思いますが、勧告ですので仕方ありませんが、答弁が用意できましたらお願いします。

総務部長

先に今の勧告の関係ですが、これは今回の勧告が、目だっておりますが、ここ10年こういう傾向はずっと続いております。それと、また議員の皆さんもご承知かと思いますが、新聞などで時々ですが、国の方は人事院の方に来年、26年度だと思っておりますが、そういうことで要請というような形で出ているのは、一つは高齢者層を中心とした給料の引き下げ、もうひとつは、地方の国家公務員の給与の引き下げで、そういう地域間のということでこの二つをすでに出して検討されている状況でして、非常に職員の皆さんも危惧されていると思っておりますが、そういう状況がここ10年ずっと続いているのが現状です。そういう中の一つだということで、先ほどから何回も言いますが、高齢者層の勤務延長的なものも背景にあるのだと思っておりますが、そういう傾向が続いています。それと、今はもってきていませんが、人事勧告や島根県の人事委員会勧告、あそこが持っております、それはだいたい50人以上の規模のそういう民間企業で同種の職についての賃金についての実態調査を行いました、それにもとづいて全国の国家公務員の人事院勧告、それから各都道府県と政令指定都市ですが、人事委員勧告というのがあります、その中では平均給与などをすべて調査して、その勧告を出しております。その数値については昨年度の事例をまた見ていただければと思います。

佐々木委員長

他に質疑はありませんか。ないようですので、続いて、
「議題 7. 議案第 9 号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について」
を議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

消防予防課長

先ほど岡本委員からわかりにくいという指摘がありましたので、この条例の対照表の19ページをご覧ください。消防関係のこのたびの改正の金額は19ページから35ページに金額が記載されていまして、このたび、値上げとなり

ます改正されます金額に関してはアンダーラインがかかっている箇所がこのたびの条例改正で値上げになる箇所です。以上です。

佐々木委員長　それでは委員から質疑はありませんか。今、資料を見られていますので、少しお待ちください。

岡本副委員長　この考え方、たぶん消費税の関係だと思いますが、他にも案件がありますか。

消防予防課長　ただいま岡本委員が言われるように、消費税の点が1点。また、人件費、物件費の適正化、もう一つが審査所要時間の審査の延長等が加わりまして、国が示しております地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されるために、このたび浜田市の手数料条例も改正となるしくみになっています。

佐々木委員長　他に質疑はありませんか。ないようですので、続いて「**議題10. 議案第10号 浜田市佐々田文庫整備基金条例の制定について**」を議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

中央図書館長　ありません。

佐々木委員長　委員から質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

それでは質疑を終了します。

「**議題11. 議案第11号 浜田市社会教育委員条例の一部を改正する条例について**」を議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

生涯学習課長　ありません。

佐々木委員長　委員から質疑はありませんか。

岡本副委員長　議場でも議案質疑でもありましたが、確認も含めてお願いします。委員が現在20名が13名ということで、社会教育委員の方から提案があったということでした。そして、今後の13名の人選の方法について、2名ずつ、各4自治区で8名、それから、浜田自治区については3名ということ。それから校長会から1名、市P連の会長1名ということでの13名という答弁があったと思います。人選の方法について確認したいのですが、自治区については2名ずつ、浜田自治区は3名という、その社会教育委員会の資格というか、資質というか。それとどういう形で選ばれるのかについてうかがいます。

生涯学習課長　人選については各自治区の選出に配慮はしたいと思っています。その中で選定の基準ですが、学校教育、それから社会教育に関係されている方、また家庭教育の向上に資するような活動をされている方、後は学識経験のある方、そういう分野の方に配慮しながらそれぞれ自治区から2名ずつ、浜田自治区から3名というような人選を行いたいと思っていますし、これまでも実はこの項目、これまでも社会教育法の中で規定されておりましたので、これまでもその辺のところに配慮しながら人選を行っていただいております。

選出方法については、各自治区の方から推薦をしていただくということです。

江角委員　議場でも今のここでも丁寧に答弁されてよくわかりました。で、このたびはまさにこの会から20名から13人というような声があつて、こうした流れがあつたのでしょうか、今後社会情勢などいろいろ環境が変わる中で、このたびはたまたまこの会から13人が適当ということでこういう流れになったわけですが、今後、やはり情勢の変化にもとづいて、この人数についての見

直しなり、検討のあり方というのを少し方向付けを示しておいてほしいなど思っています。というのは、教育委員会の主体性はなくて、こういう申し出があったからこういうようにしたんだと、それから判断をされたわけですから、そうなんです、まさにこの会との連携も深めながら、今後定期的な人数のあり方みたいなものの検討方法みたいなところを少し示していただきたいなと思います。

生涯学習課長 検討方法について、ここでお答えするのは非常に難しい問題かなと思っております。1点、私が思っておりますのは、社会教育委員の会、浜田市の社会教育委員の皆さんはとても見識があり、使命感に燃えておられますので、そういうかたがたが何年間か活動をしていく中で、やはり人数的に少ないとか、多いとかいうことはあろうと思いますので、やはり社会教育委員さん方がたとの意見もうかがいながらの検討になろうかと思っております。ただ、今回の改正が委員全員が毎回出席できて、検討の経過や内容を皆さんが十分理解した上で深い議論を行うための人数設定を行われましたので、そういう意味からするとその辺のところは今後も十分に行えるというようなことはまず優先的に考えなければいけないのかなというように思っています。

江角委員 あの人数によって深い議論ができるかどうか、多いからできない。それはちょっとやり方の問題もからんでおることであって、少なければ、もっと人数が少なければもっと深い議論ができるんだということでもと思いますので、先ほど言いましたように連携をとりながら判断するというところでお願いします。

生涯学習課長 はい。20人の全体会議のときもですね、班にわけてグループワークなども行っていました。とは言いながら実は昨年の会議の開催回数を申しますと、全体会が6回です。で、そこに提案するための6人で構成する準備会が10回行われています。10回と6回ですのでどうしても発言できるチャンスが非常に少ないということもありますので、江角委員ご指摘のとおり、その辺のところを十分委員さん方とつめながら考えて協議していくように努めたいと思います。

岡野委員 20人から13人に減らすのが運営上、その方がスムーズであるというようにわれ方を会議でもここでも言われているんですが、あの、20名を選任して、会議を10回と6回ですか、出席率はどうだったのでしょうか。私が思うのはこれ、定足数がぎりぎりであったりとか、会議が形骸化しているからやる気のある人だけで、減らしてやった方が楽だというようなニュアンスに聞こえたのですが、そうではないのでしょうか。

生涯学習課長 会議の出席率は毎回、毎회가20人ということは稀です。多いときで18人、19人、少ない時で16人程度といったようなことだったと思います。今回こういう意見書を出されたのは、新市になって8年たちました。それで、社会教育委員さん方も浜田市全体の社会教育の現状というのもおわかりになりつつあるということがあるんだろうと思います。ただ、さきほど言いましたように6人がどちらかという案を練って、全体会に出すというこの形というのが今までは人数が多い関係でそうやってきましたが、この段階になってどうなんだろうかなといったようなことはずっと思われていたように思います。それよりもせつかく、社会教育委員で出られた方が均等な発言ができて、皆

さんが同じ意識で提言を作ったり、答申を作ったり、そういう形を選ぶべきではないかといったようなお考えであったように認識をしております。

佐々木委員長

他にありませんか。ないようですので質疑を終了し、続いて

「議題 10. 議案第 16 号 浜田市消防長及び消防署長の資格に関する条例の制定について」を議題とします。執行部から補足説明はありますか。

消防総務課長

ありません。

佐々木委員長

委員から質疑はありますか。

岡本副委員長

これは消防組合法の改正に伴ってということで、消防長、それから消防所長の資格をいっているわけですが、制定するということですが、何かがあったからこういうことがおきてきているんだらうと思っておりますが、現在、この 2 条、3 条に照らしあわせて、実態、浜田の消防の状態、実態としてはこのとおりで問題ないのかどうか。実態というか、今現在、過去の状況について説明してください。

消防総務課長

今回消防組織法の改正によって、今回条例化するわけですが、過去において、難しかった問題というのはありません。以上です。

岡本副委員長

そうすると、今、2 条、3 条ということについて、条例にこれからなっていくわけですが、これまでも問題なかったし、これからも問題ないということですね。

(「はい」という声あり)

佐々木委員長

他に質疑はありますか。ないようですので質疑を終了します。続いて、

「議題 13 の請願第 1 号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出について」の審査は最後に、執行部退席後に行います。

ここで休憩とします。再開は 11 時 5 分とします。

(休憩：10 時 52 分～11 時 05 分)

委員会を再開します。

「議題 13. 執行部からの報告事項」

(1) 4 市（4 市長会）の人口情報について

企画財政部次長

(資料により説明)

佐々木委員長

この件について、委員から質疑はありますか。

(「なし」という声あり)

(2) 浜田市生活路線バスの運行委託について

企画財政部次長

(資料により説明)

佐々木委員長

この件について、委員から質疑はありますか。

(「なし」という声あり)

(3) 第 3 回浜田市まちづくりフォーラムについて

企画財政部次長

(資料により説明)

佐々木委員長

この件について、委員から質疑はありますか。

(「なし」という声あり)

岡本副委員長

今、まちづくりフォーラムについての説明は理解はしたところですが、少しですね、市民政策課の考え方というのをあわせて聞きたいのですが、まず、2 月 13 日にまちづくりフォーラムこれをされていますね。それから 2 月 16 日、3 日後にコンベンションホールでまちづくり講演会、同じようなことをされていますが、これを見たら運営委員会があるのでしょうか、事務局が市民政策

課になっています。同じ時期に挙行されるのがいかなものかというのが1点と。もし、この2月16日に行われたまちづくり講演会の状況を把握していればご披露していただきたい。この2点をお願いします。

企画財政部次長

2月16日の講演会については、みはしまちづくりネットワークが主体的にされて、そのみはしまちづくりネットワークのまちづくりに関して、市民政策課としても協力している状況にあるので、合同でさせていただいたという状況です。で、大変申し訳ありませんが、みはしまちづくりネットワークの資料を手元にもっておりませんので、この会議終了までのところでは整理をして委員の皆さんに配布したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

岡本副委員長

はい。資料がないということですが、少し疑問に思っています。たぶん聞かれた方は思われると思いますが、13日にやって、その3日後にあるというところの、この参加者が平日で自分のところはこうだというのは、わかるのですが、ここも同じまちづくりをやっているわけですから政策課が受けている以上は、調整してもっと多く幅広く参加してもらうようなことをしないと、私はいけないのではないかと思います。実はそのことについて触れているわけです。当然、事務局であれば、先ほど資料がないと。自分たちがやったからこの成果はこうだよと、よそは知らないよではいけないでしょうということなんです。あの、あと資料がいただけると思いますが、今後の中で課題としてとらまえていただきたい。以上です。

企画財政部次長

はい。あの同じ2月の近い日にちの中で2回もまちづくりフォーラム、あるいはみはしまちづくりネットワークが主催されたということでありまして参加していただきたい。参加したいという希望者の方もあまりにも日にちがつかまっている状況ですと、なかなか参加しづらい状況も確かにあります。講師の都合もありますが、以後はその辺のところは市民政策課として調整して、出やすい環境を作っていきたいと思えます。

佐々木委員長

先ほど資料を出すということですが、どのような資料を提供していただけますか。

企画財政部次長

チラシがありますので、開催の時のチラシをお配りしたいと思いましたが。こういうまちづくりネットワークの講演会があったということをご皆さんに知っていただくということでチラシを配らせていただこうと思いました。

岡本副委員長

チラシはこのように私は持っていますので、チラシをもってどうのこうだというのではなくて、この内容はどうだったのかということを知りたいんです。ようはこの中でどういうことを話されてこの中ではどういうことを話されてその中の整合性で地域がどういう意見をもっているのか、当然アンケートはとられますから、そのことの把握はどうされますかということをおっしゃるので、その資料がいただきたいと。

企画財政部次長

すみません。少しお時間をいただいて、今日のこの会議の後までということにはなりませんので、でき次第お配りしたいと思いますのでご理解をお願いします。

佐々木委員長

ただいま、岡本副委員長から先ほどのまちづくりフォーラムについての資料請求がありました。委員の皆さんにおはかりしたいのですが、そういうことでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

佐々木委員長
森谷委員

それでは、そのようにお願いします。
私確か、両方に出ていると思うんですが、つながっているのに気づかなくてボーっとして出席していましたが、2月16日の講演の方が非常に現実的で役に立つと思いました。詳しくはこの後で岡本副委員長にも説明しておきます。

佐々木委員長

他にありませんか。ないようですので、続いて

(4) 連結財務書類4表について

企画財政部長 (資料により説明)

また、分からない点などありましたら、ぜひリクエストしていただいて、今度の全協のときに詳細部分、特にポイントになる部分について説明させていただければと考えておりますので、よろしくお願いします。

佐々木委員長

もっと詳細な説明は全員協議会ということですが、どうしてもここでというのがありましたら委員からお願いします。
(「なし」という声あり)

それでは、ないようですので、

(5) 島根県内の市町村における超過税率の採用状況について

税務課長 (資料により説明)

佐々木委員長

この件について、委員から質疑はありませんか。
(「なし」という声あり)

(6) 平成25年分確定申告受付相談窓口の利用状況(中間報告)について

税務課長 (資料により説明)

佐々木委員長

この件について、委員から質疑はありませんか。
(「なし」という声あり)

(7) 市税コールセンタープレテスト(第3回)の結果報告について

徴収課長 (資料により説明)

佐々木委員長

この件について、委員から質疑はありませんか。
(「なし」という声あり)

(8) 平成25年度徴収事務研修会開催について

徴収課長 (資料により説明)

佐々木委員長

この件について、委員から質疑はありませんか。
(「なし」という声あり)

森谷委員

この鈴木邦彦さんという方がずっと講師でされていると聞いていますが、今年3月で退職ということですが、これから先の予定とこれをやってきた効果はどうだったんでしょうか。

徴収課長

鈴木さんにおかれましてはおそらくちょっと最終的な結論は聞いていませんが、局務担当部長ですので再雇用されて再度都税事務所に行くのではないかという話を聞いています。それと効果についてですが、管理監督者向けについては、やはり鈴木さんの話を聞いて非常に参考になってマネージメントをとかをぜひ生かしていきたい。それと今までの考え方が若干変わってきたということ聞いています。それと一般事務職員向けのアンケートからやはり、考え方をしっかりしていけないといけない。自分のコミュニケーション能力が若干低いというような結論を得たと聞いていますし、ぜひ徴収の詳細にわたっての説明がぜひ聞きたいということがありまして、ぜひまたやって

ほしいということを聞いています。

森谷委員

そうですか。ありがとうございます。私の中の案として台東区を視察の案にしようと思っていたので、総務文教ですね。で、いらっしゃると聞いて、それを聞いて安心しました。ありがとうございます。

徴収課長

あの、台東区の都税事務所におられるかは、はっきりしていませんので、すみませんがよろしくお願いします。

(9) 過疎集落等自立再生緊急対策事業の状況について

金城支所

自治振興課長

(資料により説明)

佐々木委員長

この件について、委員から質疑はありませんか。

野藤委員

施設もできてよいと思うのですが、1点聞きたいのですが、事業の主体、人が一番大切だと思いますが、そういった組織とかまたキーになってされる方がわかれば教えてください。

自治振興課長

美又地域のまちづくり推進委員会が中心になってされています。キーパーソンとなる方といえば、会長の小西さんといわれる方がおられます。それで、地域全体が8町内ありまして、その地域全体でどうまちづくりを進めていくかということで先ほどのイメージのようなものを実現して地域を再生していこうという取り組みをされているところです。これをされる中でいろいろ起業であるとか、整備された施設を運営していく面でまちづくり委員会という組織ではなく、法人化された組織も必要であろうということで、地域活動の中からこのまちづくり委員会の中から活動法人を設定されました。その理事長としては同じく笹原さんという方が取り組まれています。大きく言いますと、そのお二方が協力的な推進役をになって進められていることとなります。

野藤委員

ありがとうございます。ぜひとも来年度事業にも出ていますが、バックアップされて美又温泉が復活されることを望んでいます。

佐々木委員長

他にありませんか。ないようですので、続いて、

(10) 県有施設（旧今市分校多目的集会室等）の取得について

旭支所

自治振興課長

(資料により説明)

佐々木委員長

この件について、委員から質疑はありませんか。

上野委員

一般質問で取り上げて、早速こうした活用ということで喜んでいますが、以前この今市分校、何らかの活動で活用しようということで検討委員会が立ち上げられましたが、これからこういった形で実行に移していくのか、その検討委員も市と一緒に、そういう話を進めていくのか、それとも新たに他の方法でされるのかうかがいます。

旭支所

自治振興課長

この利活用については、旭自治区遊休施設活用検討会議を立ち上げてその中で議論をいただいて、ご意見をいただきました。いただいたご意見にそって、現在計画づくりを進めているものでして、今後活用検討会議を再度立ち上げて皆さん方からご意見をいただくということは現段階では考えておりませんが、委員さん方から提案していただいた形で進めておりますので、その状況については、地域協議会とか自治会とか、そういった組織の中で途中経過も含めてお知らせしていきたいと思っています。

上野委員	わかりました。せっかく検討委員会で計画をたてられて、なんとか学校を地域の拠点にしようということでごんばっておられましたので、市だけではなくて、地域の方も一緒になって、旭地区のシンボルになるような建物と一緒にさせていただきたいと思います。
旭支所 自治振興課長	はい。委員言われるとおりでして、新しいというか、統合小学校が近くに開設されるということで新しい人が集まる環境というのがその場にできると思っております。地域の方が利用しやすい、そういった集まりやすい環境にしていきたいと思っております。また今後もいろいろな面でご意見を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。
佐々木委員長	他に質疑はありませんか。ないようですので、続いて、
学校教育課長	(11) 浜田市立第一中学校の旧体育館付近の火災について (資料により説明)
佐々木委員長	この件について、委員から質疑はありませんか。
森谷委員	けが人がなくて何よりでしたが、この原因と書いてあるところで、よく新聞なんかで、火事の原因は焚き火の不始末とか、漏電だとか、たばこだとか簡単に書いてありますが、その簡単な内容さえも分からないのですが、これで原因といえるのでしょうか。
学校教育課長	一応、広報については警察とも相談してここまでの範囲の中でわかっていることを出そうということでした。なお、原因については下駄箱付近にありました古い下駄箱の中のゴミと言いますか、そうしたものに火をつけて遊んでいたというところでした、それを確実に消したということの原因者は申ししておりますが、それが消え切らずに燃え広がったというところですよ。
森谷委員	ゴミ箱の中のごみに火をつけて遊んでいたということですか。全然信用できないのですがね、まあ、そういう結論でしたら仕方ないですよ。これ以上は質問しません。
佐々木委員長	答弁はよいですか。ではないようですので、この件は終わります。続いて、
広報情報課長	(12) その他 ・ 浜田市ホームページの更新について (資料により説明)
佐々木委員長	この件について、委員から質疑はありませんか。
文化振興課長	ないようですので、続いて
文化振興課長	・ 石央文化ホールの改修工事に伴う休館について 平成 25 年度に入札発注を行い、26 年度から空調設備の改修工事に入ります。工事期間は 4 月 1 日から 6 月 20 日までの予定でこの間、石央文化ホールは全館休館となります。今回の空調改修工事については、大ホール、ホワイエ、展示ホール、小ホール、シーリングスポット室を対象として、行いまして、この休館の際の利用、申し込み等については午前 9 時から午後 7 時 30 分まで、電話または F A X で受付をさせていただくことにしています。来館による受付については、館内が工事中で危険のため、行わないということにしています。休刊の周知につきましては広報はまだ 3 月号、浜田市のホームページ、石央文化ホールのホームページに掲載をしています。

佐々木委員長

この件について、委員から質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

では、以上で議題 14 は終了します。続いて、

「議題 15. その他」について

(1)、(2) の議題については、委員のみで後で行いますのでよろしく
お願いします。

それ以外で、委員、執行部から何かありますか。

(「なし」という声あり)

それでは、ここで、最後になりましたが、3月31日をもって退職さ
れます、課長職のお二人の方にこの委員会の場で一言ご挨拶をいただ
くことが慣例となっていますので、お願いしたいと思います。なお、
部長職の方は本会議場で予定されていますのでそのときにお願いま
します。

管財課長、徴収課長お願いします。

管財課長

(あいさつ)

徴収課長

(あいさつ)

佐々木委員長

(あいさつ)

それでは、執行部の皆様は退席されて結構です。お疲れ様でした。
それではここで休憩します。再開は 13 時 10 分とします。

(休憩：12 時 08 分～13 時 13 分)

佐々委員長

委員会を再開します。

それでは、これより採決に入りますが、これから執行部提出議案である同意
議案 2 件と議案 10 件について採決を行います。それからその後に請願 1 号に
ついての質疑、及び採決を行ってまいります。その後に議題 15 のその他の 2
件について協議をしていくという流れとします。

それでは、

「同意第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について」

同意すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で同意すべきものと決しました。

「同意第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について」

同意すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で同意すべきものと決しました。

「議案第 1 号 浜田市行政組織条例の一部を改正する条例について」

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

「議案第 2 号 浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例について」

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

「議案第 3 号 浜田市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例について」原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

「議案第 4 号 浜田市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例について」

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

「議案第 5 号 浜田市生活路線バス条例の一部を改正する条例について」原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

「議案第 6 号 浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部を改正する条例について」

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

「議案第 9 号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について」

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

「議案第 10 号 浜田市佐々田文庫整備基金条例の制定について」

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

「議案第 11 号 浜田市社会教育委員条例の一部を改正する条例について」

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

「議案第 16 号 浜田市消防長及び消防署長の資格に関する条例の制定につ

いて」

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

佐々木委員長

「請願第 1 号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出について」ですが、最初に紹介議員の小川委員に聞いておきたい事があれば最初に質問をしていただければと思います。何か委員の皆さんからありますか。

岡本副委員長

小川委員の方に質問したいと思います。私の中でもすでにこの案件について少し勉強中の中です。実はこの特定秘密保護法については、公務員の情報の管理の在り方について問うもの。その後ですねスパイ活動とかテロ活動に対するものという認識はしておりますが、これに今反対という形が出ておりますが、代替の法についての事が色んなところで述べられているのかどうか、これについては私たちは反対だけど私たちはこういう案を持っているのがあればお示ししていただきたいと思います。

佐々木委員長

もしわかるところでよいのでお願いします。

小川委員

代替の案については今のところ私の方では聞いておりません。以上です。

佐々木委員長

それではないようですので、採決に入る前にですね、委員の皆様から採決方法ならびに意見を求めたいと思いますが、どなたからか意見をお願いします。

岡野委員

採決方法についてなんですが、先ほど事務局の方から説明がありましたが、これを継続審査にしていく方法が 1 つと採決をとっていく方法があるということで、本来は採決のとおり意見書を求めているわけだと思ってしまうんですが、趣旨としては、先延ばししないで、ここで採決をした方がいいと思います。

この法律はすでに制定はされていますが、これから施行される今年度中に施行されるわけですから。26 年度ですか。その関係でまだ第三者の保全委員会ですかね、その決定がなされていない段階で判断するというのは難しいと思うんですが、私の考えでは第三者のちゃんとした政府から少し離れた立場で審査が出来る機関が定まっていない以上、これがどういう方が総理大臣が指名するかによって、不確定であるという点において、この法律はその時点で不備があると思っております。まず審査方法なんですけども、採決をするという意見を言いたい為に説明しているんですが。

特定秘密を指定している部分でどういった事の理由で秘密なのかが開示されないという事は非常に危険な法律だろうと思っております。また 30 年間秘密が保持でき、最大 60 年保持が出来るという点に置いても、法律の思惟的運用がなされる可能性が高いと思っております。また公益通報者保護法との絡みで、一公務員が内部告発をしようとした時にこの法によって秘密を暴露しようとしたという事において裁かれる可能性または裁判においてその内容が開示されないという点において、この法律の欠点があるのではないかと考えております。

本年度中に施行されるという事はこれを法として適用されるという事ですので、早急なる内容について浜田市議会なり国政、浜田市議会としてというのは難しいかもしれませんが一議員として反対を表明したいと思います。

佐々木委員長

今岡野委員から冒頭で採決した方が良いという意見が出されまして、冒頭、審議していく前にですね、本会で採決をするかそれとも継続にするかについてまずおはかりをしたほうがいいかなという様な判断をしましたので、ここで挙手をしていただいて継続かそれとも本委員会で採決するという事について図りたいと思いますが。

継続しないで本委員会で採決した方がいいという方についての挙手を最初に求めたいと思います。

《挙手多数》

はい。それでは挙手多数でありますので、本委員会で賛否どちらかの結論を出したいと思いますので、よろしくお願ひします。それでは、引き続き意見をお願いしたいと思います。

野藤委員

先ほど本会議が始まる前にお聞きしたんですが、なかなか今、一生懸命勉強しているんですが見える部分と見えない部分というのがあってですね、法律なものですからそういう部分があるのかなと思っております。で、継続が出来るのかなという風なことをお聞きをしましたら出来るという事なんですが、まあ、6月議会までという事の継続審議という事であります。それでこの法律の請願の願意がどうなるのかという部分もありますけども、私の思いとしましては、もうちょっと内容を勉強したいなという思いがありましたので、今継続の方という感じで、挙手をしませんでした。以上です。

佐々木委員長
江角委員

それでは他に率先して意見をお願いします。

この請願については、本会議でもやり取りがありまして、少し聞きほれておりましたけども、最後の所の質問でちょっとびくっとした点がありまして、その所も踏まえてですね、私の御意見を申し上げさせていただきたいと思います。言われた事を要約すればですね、「この請願について、この法律の問題点ばかりを宣伝する事が逆に日本国民の生命と財産を危険にさらす事につながりかねないのではないかと危惧します」と。この点について小川紹介議員に質問があったわけですが、私はここでもし、この請願について法に不備があるという事を述べると、まさに国民の財産を危険にさらす事に加担をする立場にあるのかなという立場にありまして、そういう意味でびくっとしたわけですが、逆にですね私は、問題点が非常に多く積み残されたままですね非常に審議不足であった事が非常に目立ったこの法案に対する審議経過ではないかと思っております。

そういう風ないうと何を持って短かったかということになりますので、調べてみました所、例えば今回の衆参にわたって、衆議院で45時間の審議があったという事でありまして、参議院あわせて67時間だという事でありまして、例えば消費税増税の関連法案の時には129時間、それから郵政民営化法案に関しては約120時間、それから教育

基本法の改正の時には 106 時間を要して審議がされたという意味合いからも、非常にこの審議の時間が短かったという事は言えると思います。

先ほど言いましたようにこういった委員会での議論でもそうですけども、みんなが一致した意見であれば時間を取らなくてもいいと思います。色んな問題点があるなかでそれを出来るだけ共通項をもって諮って行く。これが議論だと思います。民主主義だと思います。で、あまり時間をかける事が出来ないから最後には多数決という事になるわけですし、この議論を審議を大事にするという事は非常にわれわれも含めて問われているのではないかと私は思っております。

で、そういう中で問題点はどこかという様な事を本会議で色々伺いましたし、私も山陰中央新報、個別名称あげていうのはどうかと思いますけども、1 情報紙が 10 日間にわたって連載をしておりました。条文をあげて、こういった所に問題点があるのではないかという風にあげておりましたが、いちいち申し上げませんが先ほどの話に戻って言うと審議不足、強固採決というような事で言いますと、本来なら修正協議にも加わっておりました政党も参議院においては、あまりにも共謀であったために、反対せざるを得なかったという経緯もありまして、非常に乱暴な審議ではなかったなという風に私は受け止めています。

その意味でこの法案に反対している全てを取り上げて一致するまでやれという様なことではありませんけども、非常に主だった内容のポイントのところ位はですね、一端白紙に戻してですね、しっかり議論をして将来に禍根残さないようにすることが非常に重要だと思っておりますので、私はこの請願に賛成であるという事で表明しておきたいと思えます。

佐々木委員長 他にありませんか。

岡本副委員長 私の方はこの請願に対して反対の意を表明をして、私が調べてきた範囲の中で反対理由を述べたいと思えます。

まず、この秘密保護法の廃止を求める中に、このつくられた経緯というのが表現がされていません。わたくしなりに調べさせてもらったら、今まさに昨日もそうでした東アジアの北朝鮮の弾道ミサイルとうとうの現象もあるように、非常に日本における環境は厳しいものであろうと思っております。そういう中において、実は諸外国から緊密な色々な情報を入手するに対して、秘密保護の観点では漏洩罪に対する罰則規定が諸外国の厳罰に対して、日本の国家公務員法では 1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金になっている。そういう背景の中に、なかなか日本の秘密保護の担保されている所がないのではないかという所なんとか整理したいというのがこの法律の趣旨だと思っております。

それで 4 つの関所という様な形でですね、政府の方は特定秘密を指定しまして、1 点目には防衛、2 点目には外交、3 点目にはスパイ活動、4 点目にテロ防止等の 4 つを限定をしまして、国家機密漏えい防止と

スパイ活動及びテロ防止を目指した法律であると思っております、今、国家的な形で議論するという事も大事ではありますが、まず日本をどうまもっていくかという事において、そんな時間的な余裕はないのではないかと私は思っております。

いくつかの請願の中にですね、指摘をされておりますけども、まず諮問会議等々の案件について私が知る Q&A の中では、十分その対応は出来ておると思っておりますし、知る権利、国民の知る権利の保障についても明言をし、その中の条項としては、22 条第 2 項において、出版または報道の業務に従事するものの取材行為、これを正当な業務による行為とするものとする、という事で、もともとある刑法第 35 条によれば、正当な業務による行為は罰しないというような形でですね、言論の自由について、知る権利については、担保されているものだと思います。

報道の自由、取材の自由、国民の知る権利については、今の様な形を含めて私はちゃんとした状態であると思っておりますし、Q&A の私の情報の中では、一般の国民が処罰の対象になるような事はないと実は思っております、特に極めて、例外の例という事を打ち出す中には、外国人の利益を図る目的。2 番目は、暴行や窃盗による特定秘密の取得。3 つ目にその際の秘密が特定秘密であると認識している事等の要件があれば、という事で、どうもこの意味合いはスパイ行為という事をさしておるようですが、そういう事については、罰しますという条項であると思っております。

共謀それから教唆等々の文言もこの中には書いてあるんですが、一応、法律用語の解釈をとっていきますと、その事にはどうもあたらない。したがって人民の権利が阻害されるという事に私はならないと思っております。まず私は代替の法律がない以上、とにかく日本を守るという観点から、この特定秘密保護法のもとに情報が共有され、日本の防衛について、いわゆる国防というか、守るという観点からなんらかの対応をしていくべきだという所から、この請願については反対の意を唱えたいと思います。以上です。

佐々木委員長

ただいま 4 人の委員さんから賛成、反対のもう少し勉強したいという様な意見もそれぞれ出ておりますが、ほかにどうでしょうか。特にないようでしたらよろしいですかね。

それでは一応意見が出尽くしたという事で、ここでこの請願についておはかりをしていきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

佐々木委員長

本請願についておはかりをいたします。

本請願について採択すべきものとする事に賛成の方の挙手を求めます。

《挙手多数》

佐々木委員長

ありがとうございます。

賛成多数という結果になりました。

よって、本請願は採択すべきものと決しました。

なお、本請願につきましては、関係機関に意見書の提出を求めるものであります。請願者の方から意見書案が添付されておりますので、これを参考にしてですね、委員会として意見書を作成して本会議に提出。という流れになってまいりますのでよろしくお願い致します。

なお意見書についてですね皆さんから何か修正すべき点等がありましたら、今現在でございましたら意見をお願いしたいと思ひますし、後であまり長い時間はあれですので、一両日ぐらいに意見をいただければと思ひますのでよろしくお願い致します。

とりあえずこの辺の文言の整理がありましたら

岡野委員

先ほども申しましたが、平成 17 年でしたか、公益通報者保護法というのが制定されておまして、企業内ならびに公務員もそうなんですけども、社会に反するような行為またはそれを組織内で行われている事を通報したものが不当な差別を受けないという法律なんですけども、その法律とこの特定秘密保護法というのが相反する部分があると思うのですが、その点が不明確であるという事は強く私は言いたいと思ひます。

例えば、何らかの、この前ありました尖閣の撮影して、それを横流しした海上保安庁の職員が映像をですね、横流しした事がありました、それがその公益性があるかどうかは私は判断しませんが、そういったものに対する行為。または自民党内でかなり議論されたんですが、自衛隊内の情報、例えば最近テレビで取り上げられていたのは、いじめによる自殺の問題、その情報が開示されない。それがこの前の国会の委員会でも問題になったんですが、そういった情報開示に対するものと、秘密の覆いかぶせる部分の線引きが行政側によって恣意的に運用され、または、もしかして触れるかもしれないという事で、過度に過敏に情報にふたをする可能性があるのではないかなと思っております。

そういったガイドラインが出来てない中で、この法律を制定して施行していく事はちょっと不安があると思っております。その点の、先ほど言いました公益通報者保護法との絡みにですね、どこのあたりで整合性をもたしていくかという事は意見として入れていただきたいと思ひます。

佐々木委員長

あの、基本的に、この請願者から出された意見書案については、まずこれを替える事はあまり出来ないような状態にありますのであくまでわれわれの意見としてですね、付けくわえる事は難しいという判断で、本請願の趣旨、内容を活かした中で、この言い方はちょっとおかしいんじゃないかという様な文言の整理程度にですね治めていただいて意見書案は提出していきたいと思っておりますので、岡野委員の言われた意見の気持ちはよくわかりますが、この中にはめ込むのはなかなか難しいのではないかという風に思ひます。

だから、あくまで趣旨に賛同して何かを付けくわえるとかですね。

岡野委員

それは違うのではないですか。

佐々木委員長

では、具体的にどこに、どの文言を入れるのか指摘をしてください。

岡野委員 文章を変えるというのですか。

佐々木委員長 いや、どこの文言にどれを加えるんだという指摘をしていただければと思います。

岡野委員 あの、全体をとおして、特定秘密の指定の恣意性を排除しきれないというような表現もありますし、ちょっと全部文字を変えていくのは難しいかもしれませんが、あのおそらく大部分は公務員を想定していると思うんですよ。その中で公務員がそういった情報管理をさせられる中で、この情報を出してはいけないだろうということの範囲が定まっていないう事と、その中で公務員が。日本の法律で定まっている問題ですから、これは公益通報者保護法というのは、その中で情報をこの状況はおかしいんじゃないかと言った時に、その公務員なら公務員が逆に組織内で潰される可能性があるわけですよ。自衛隊なら自衛隊、警察なら警察の中で。そういった事を想定できると思いますので言っていることがわかりますかね。

佐々木委員長 はい。言っていることは。意味はわかります。だから岡野委員は、より鮮明なものにしたい意見書だというようなことと思いますが、先ほど言いました通り、この意見書の趣旨はそうだけでもここは替えたいというのは、なかなかわれわれの段階では難しいので、出来ればこのまま通すのが一番、意見書の採択として意味合いとしていいことだと思いますので、そういう風にしていただければと思います。

どこかこういう文言がおかしいとかという点については、修正をすべきだと思いますが基本的にはこのまま通してあげるのが請願者に対しての我々の誠意ではないかと私は判断しますが。

ちょっと、ここで休憩をとりましょう。

(休憩 13時43分～13時45分)

佐々木委員長 委員会を再開します。

それでは、意見書については、このままの文案として、簡易な字句の修正の必要があるときについては委員長にご一任をお願いします。

また、先ほどの岡野委員からの意見などは委員長報告に入れ込んで報告をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

それでは議題13については以上で終了します。

続いて、

「議題15. その他」

(1) 市内の市立公民館視察について(総務文教調査会)

資料をつけていますが、公民館視察についてですが、資料にあるように執行部の方で調整していただき、第一希望として4月22日、23日をだされております。委員の皆さんはその予定でよろしいですか。

(「はい」という声あり)

それでは、皆さんご予定をお願いします。

総務文教調査会の位置づけとし、ルートなど詳細については、また事務局からメール等でご案内いたします。

昼食もどこかで皆さん一緒にとるようにして、マイクロバスで全員

で回ろうと思いますので、よろしく申し上げます。

各公民館にこちら側の質問事項をある程度事前にお知らせしておいた方がよいと思いますが、委員の皆さんから特にこれだけはというのがあれば3月14日(金)までに私か副委員長のところまで申し出てください。特にないようであれば、正副委員長にご一任いただければと思います。

(「はい」という声あり)

(2) 平成26年度行政視察について

幹事の森谷委員から現在のところの状況について説明

佐々木委員長 では、委員の皆さんは3月7日(金)までに他に希望する調査項目等があれば幹事まで申し出てください。

それでは、以上をもちまして、総務文教委員会を終了します。
お疲れさまでした。

(閉 議 13 時 55 分)

浜田市議会委員会条例第72条第1項の規定により委員会記録を作成する。

総務文教委員会 委員長 佐々木 豊 治 ㊟

- ・委員会審査中に意見のあった、行政機構図の配布については、3月7日(金)に行政機構図を総務文教委員会委員にのみ配布済み【資料は会議録に添付】
- ・執行部報告事項の(3)第3回浜田市まちづくりフォーラムについての資料請求があり、3月14日(金)に全委員に配布